

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定  
社会福祉法人 るうてるホーム 行動計画

2015年12月1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、また次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2015年12月1日から2017年11月30日

2 内 容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

- 男子社員・・・計画期間中に一人以上取得すること
- 女子社員・・・取得率を90%以上にする

<対策>

- 平成28年1月～現状把握、検討開始
- 平成28年3月～男女別両立パンフレットを作成し、職員に配布

目標2：平成29年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、月1回以上実施する。

<対策>

- 平成28年4月～所定外労働の現状を把握
- 平成28年7月～実効性のある制度の創設
- 平成29年1月～職員揭示版への掲示などで周知徹底
- 平成29年4月～ノー残業デーの実施

目標3：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進

<対策>

- 平成27年12月～受け入れ体制について検討
- 平成28年2月～受け入れを行う部署への説明及び受け入れ体制の確立
- 平成28年3月～他機関との連携
- 平成28年4月～取組を職員に通知
- 平成28年6月～受け入れを行う。